NEUTHS

是重進

本リーフレットは、病気やけがなどで入院している児童 生徒への学習支援等の内容や 相談手続きの流れについて まとめたものです。

学型支援为イド

知ってほしいり入院している子どもへの学習支援



本リーフレットの構成

- 1 入院している児童生徒の状況と学びの場 (p2-3)
 - 入院している児童生徒の状況/入院している児童生徒への学習支援等の必要性/入院している児童生徒の学びの場
- 2 入院している児童生徒への学習支援例 (p4-5)

転学せずに、在籍校とつながり学習支援を受けたケース/交流及び共同学習による学習支援を受けたケース /特別支援学校に転学して学習支援を受けたケース/ICT活用による学習支援の可能性

- 3 相談・手続き等について (p6-7)
 - 学習支援を受けるための手続きの流れ/病気の児童生徒の支援についてもっと知りたい/入院中の学習支援 等に関する相談手続きのための様式(例)
- 4 病院内での教育を行っている学校一覧 (p8)

院内学級ネットワーク/その他問い合わせ先一覧

青森県教育委員会

入院している児童生徒の状況

近年、病気で入院する児童生徒の入院期間は短期化する傾向にありますが、小児がんのように、長期間の治療を必要とする疾患や、起立性調節障害のように、小児科を繰り返し受診し、病状に応じて入退院が生じる疾患もあります。また、治療方法や治療への考え方が変化し、短期間の入退院を繰り返したり、退院後の通院や自宅療養が必要で





あるほか、感染予防が必要であるなど、多様な疾患への対応が求め られるようになってきています。

このことに伴って、入院中の教育保障の在り方について、一時的に特別支援学校や特別支援学級へ転学するケースや転学しないケース、病院等への訪問により指導を行うケースやICTの活用により遠隔授業を行うケースなど、多様な学習支援等の検討が求められています。

入院している児童生徒への学習支援等の必要性

下記の報告などで、入院している児童生徒への学習支援等の必要性が指摘されています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築 <u>のための特別</u>支援教育の推進(報告)」

平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会は、本報告において「(子どもが)病院に入院した際は、病院に併設されている学校、あるいは、病院内に設けられた学校や学級に転校等をしなければ正式には、当該学校等の教育を受けることができない。退院すると以前在籍していた学校に戻ること、近年は入院が短期化していること、退院しても引き続き通院や経過観察等が必要なため、すぐに以前在籍していた学校に通学することができない子どもが増えていること等を踏まえ、現在の特別支援学校、病院内に設置された学級と在籍していた学校における転学手続の運用等を一層柔軟にしていくことを検討するべきである。」としています。

「児童福祉法の一部改正に伴う参議院附帯決議」

平成26年5月の本決議では、「児童福祉法の基本理念である児童の健全育成を着実に実施するため、長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保等に係る措置を早急かつ確実に講じる。」と規定しています。また、この附帯決議を受けて実施した平成26年度文部科学省「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」では、長期入院(30日以上)した児童生徒の約4割には、様々な理由により在籍校による学習指導が行われていないことが明らかになりました。

その結果を踏まえて、文部科学省では、平成28年度から入院児童生徒等に対する、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して切れ目のない教育を行う体制の構築方法についての研究事業を実施しています。

入院している児童生徒の



病弱・身体虚弱特別支援学級

県内の小学校10校、中学校9校の計19校が病院内に病弱・身体虚弱特 別支援学級を設置(H29.3.1現在)し、病院と連携を密にしながら、一人 一人の病気の状態に応じて小・中学校に準ずる教育を行ってます。いずれ も病院内に設置していることから、本県では通称「院内学級」と呼んでい

院内学級では、病状に応じて授業時数を設定したり、学習空白に対して 補充授業を行ったりするなどの配慮をしています。また、病気の状態の理 解や生活管理、心理的安定、健康状態の維持・改善、体力の回復・向上を 図るための「自立活動」の指導を行っています。

※各地域の病弱・身体虚弱特別支援学級については、裏表紙の一覧をご 参照ください。

特別支援学校(病弱)

県立中央病院に隣接する県立青森若葉養護学校及び国立病院機構青森病 院に隣接する県立浪岡養護学校では、それぞれの病院と連携を密にしなが ら、入院している児童生徒に対する教育を行っています。これらの特別支 援学校(病弱)では、一人一人の病気の状態に応じて小・中学校に準ずる 教育を行うほか、知的障害を伴う児童生徒に対する教育、重度・重複障害 のある児童生徒に対する教育を行っています。

特別支援学校(病弱)においても、病気の状態の理解や生活管理、心理 的安定、健康状態の維持・改善、体力の回復・向上を図るための「自立活 動」の指導を行っています。



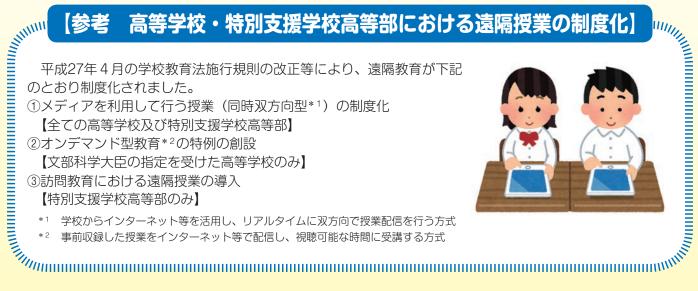


特別支援学校のセンター的機能

各県立特別支援学校では、特別支援学校のセンター的機能の一環として、 小・中学校等の教員に対するサポートを行っております。

具体的には、電話及び訪問等による保護者や小・中学校等の教員に対す る教育相談や情報提供、児童生徒のニーズに応じた教職員の派遣、施設・ 設備や教材の貸出等の支援を行っています。

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔授業の制度化



入院している児童生徒への学習支援例

転学せずに、在籍校とつながり学習支援を受けたケース

中学校の通常の学級に在籍している生徒が、院内学級のある病院に入院しました。院内学級は学区外の別の中学校に設置されているため、院内学級で学習するためには基本的に転学が必要となります。担当者は、生徒が受検を控えた大事な時期でもあることから、生徒と保護者に転学を勧め、すぐにでも学習が出来るようにしたいと説明しました。

一方で、生徒と保護者は、「勉強は大事だけど、クラスの友達や先生方とつながっていたいので、転学をしないで勉強を続けたい」という希望をもっていました。

相談した結果、入院期間が短期間であったということと、病状や学年、受検前という時期などを考慮し、転学はせずに院内学級の協力を得て指導を受けられることになりました。このような対応を可能とした背景には、生徒が在籍している中学校の学級担任が教材等を準備したり、模擬試験の準備や採点をしたりするなど、院内学級の担当者と協力しながら学習支援をしたことがあります。生徒は友人からの励ましの声を受けながら病気の治療と学習に専念できたと喜び、退院することができました。

このほかにも、入院期間が短期間の場合等については、特別支援学校のセンター的機能を活用して、在籍する学校と特別支援学校の校長先生間で連絡を取り合い、特別支援学校が教育相談の一環として学習支援を行うなどの対応も考えられます。

をリログ クラスの 大達や先生と つながって いたい



交流及び共同学習による学習支援を受けたケース

小学校の通常の学級に在籍している児童が、手術、治療、リハビリのため、特別支援学校*に隣接する 医療療育センターに、およそ1か月程度入院することになりました。

本児童は、術後週3日間のリハビリを行えば、自宅での療養が可能という診断でした。本人も、保護

小学校と特別 支援学校のどちら でも学べる 者も小学校での学習を望んでいましたが、自宅から医療療育センターまでの距離が遠すぎるため、リハビリの度に通うのは身体的にも負担となり、リハビリに通った日はそれだけで1日が終わってしまいます。やむなく、リハビリがある月曜日から水曜日は入院し、リハビリのない木曜日、金曜日は自宅へ戻るという選択をしました。リハビリの週3日間は小学校での学習がかないません。



そこで、小学校と特別支援学校の校長先生間で連絡を取り合い、学習保障という観点から、リハビリを行う3日間は交流及び共同学習として特別支援学校の同学年の児童と一緒に学習することになりました。自宅へ帰る2日間は小学校での学習です。

はじめは不安そうだった児童も特別支援学校の児童と打ち解け、一緒に学習することを楽しんでいました。特別支援学校の児童もそれまで1人だった学級に友達ができ、刺激を受けながら一生懸命学習に取り組んでいました。

※小・中学校等に準ずる教科等を学ぶ児童生徒が在籍している特別支援学校。対応が可能かどうかについては、最寄りの特別支援学校にお問い合わせください。

※ここで紹介したケースは参考例です。本人の病気の状態や病院、学校等の協力の状況に応じて学習支援の形態や内容を検討することが必要です。

特別支援学校に転学して学習支援を受けたケース

特別支援学校(知的障害)に在籍する生徒が、病状の悪化により入院加療が必要となりました。

病院に隣接する特別支援学校(病弱)に転学の手続きを行い、入院翌日から学習することとなりますが、まずは、生徒が入院環境や学校に慣れることができるかを見極めるために、1週間ほどは転学せずに特別支援学校(病弱)の教員が学習支援を行いました。その後、入院生活が継続できたことから、転学し、特別支援学校(病弱)で学習することとなりました。

病状の改善が見られ、特別支援学校(知的障害)に戻ることとなりましたが、退院する段階で、主治医から退院後も食事管理が必要であると指導を受けました。保護者が不安を訴え、主治医からも家庭での食事管理では改善が難しいという助言がありました。そこで、食事管理できる環境のある福祉施設を探すことになりました。

各学校、病棟の指導員、地域の福祉相談支援センターの連携により、入所できる施設が見つかりました。受け入れ準備を整え、病院を退院したのち、保護者の送迎により、再び元の特別支援学校(知的障害)で学習することができるようになりました。



ICT活用による学習支援の可能性

院内学級で学習する児童Aさんとベッドサイド(ICU)で学習する児童Bさんは、それぞれ個別に学習を行っていました。AさんとBさんは2人とも小学校低学年で、学年は1つ違いです。お互いにクイズが好きな児童でしたが、Bさんはベッドサイドから離れられないため、直接的に交流して学習することはできませんでした。

院内学級の担当者は、お互いの共通して好きなこと(クイズ)を教材に取り入れ、1人がタブレットに問題を作成し、もう1人が解答することや、タブレットに描いた絵を教材にして一緒にお話を作ることなど、学習内容を共有できるように指導を工夫しました。場の共有まではできませんでしたが、2人とも一緒に学習しているという実感が得られ、学習意欲の向上につながったそうでした。また、2人は直接会ったことはありませんが、友達としてかかわっているそうです。

タブレットを 使えば 1人じゃない



このように、同じように入院している児童生徒同士の接点を工夫することにより、病気への不安を軽減し、向き合う気持ちを支えることや、学習への意欲を高めることにつながります。

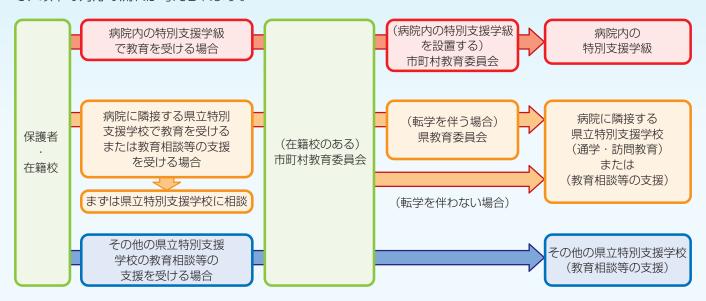
その他、以下のようなICTを活用した学習支援等も考えられます。

- ・携帯型タブレット端末に学習プリントのデータやクラスの友達のメッセージを入れるなどして、学習 を継続する。
- ・携帯型タブレット端末とモバイルWi-Fiルーターを準備し、遠隔授業を行う。

学習支援を受けるための相談・手続きの流れ

特別支援学校や特別支援学級のある小・中学校に転学して学習支援等を受けることや、転学はせずに、相談支援などの特別支援学校のセンター的機能を活用して学習支援等を受けることなどが考えられます。

また、各地域における県立特別支援学校(病弱)や病弱特別支援学級の設置状況等、児童生徒の入院期間に応じて、以下の対応の流れが考えられます。



※病院内の特別支援学級で教育を受ける場合、転学の手続き等は、設置する市町村によって異なります。

まずは、在籍する学校、最寄りの特別支援学校や特別支援学級等にご相談ください

病気の児童生徒への支援についてもっと知りたい

病気の児童生徒等への支援についてもっと知りたい方には、国立特別支援教育総合研究所・病弱班が編集協力し、全国特別支援学校病弱教育校長会が作成した以下の支援冊子があります。

- ○病気の子どもの理解のために
- ○病気の子どもの理解のために-「こころの病」編-
- ○疾患ごとの冊子「病気の子どもの理解のために」
 - ・血友病 ・ぜん息・アレルギー ・てんかん ・心疾患 ・ムコ多糖症
 - ・胆道閉鎖症・・肥満・・白血病・・脳腫瘍・・筋ジストロフィー
 - ・糖尿病 · 色素性乾皮症 · もやもや病 · 腎疾患 · ペルテス病
 - ・高次脳機能障害・潰瘍性大腸炎、クローン病・膠原病



国立特別支援教育総合研究所・病弱班

http://www.nise.go.jp/portal/elearn/shiryou/byoujyaku/supportbooklet.html



病気の子どもの理解のために

全国特別支援学校病弱教育校長会

http://www.zentoku.ip/dantai/ivaku/index_book.html



病気の子どもの理解のために

入院中の学習支援等に関する相談手続きのための様式(例)

1 児童生徒名	
2 在籍校及び学年	
3 保護者名	
4 連絡先	
5 病気等の状態	
6 入院期間(予定)	
7 希望する学習支援の内容※☑を入れてください	□入院中の不安な気持ちを和らげたい。□各教科の学習を支援してほしい。□在籍していた学校とつながりたい。□その他(※希望する内容を具体的にお書きください。
8 備考	

※入院中の学習支援について学校に相談する際にご活用ください。

病院内での教育を行ってい

(院内学級ネットワーク)

本県では病弱・身体虚弱特別支援学級が、小学校10校、中学校9校の計19校にあり、いずれも病院内に設置されて いることから、通称「院内学級」と呼んでいます。また、県立特別支援学校においても教育相談・支援等を行っていま す。

- 1。青森市民病院
 - ●青森市立浦町小学校 $\mp 030 - 0822$ 青森市中央2丁目17-13 Tel 017-734-2704
 - ●青森市立浦町中学校 〒030−0821 青森市勝田2丁目25-12 Tel 017-774-2231
- 2。**弘前市並病院** 弘前市立大成小学校 ₹036-8185 弘前市御幸町13-1
 - Tel 0172-32-2591 ●弘前市立第三中学校 〒036−8154 弘前市豊原1丁目3-3 TEL 0172-32-2361
- 3。引前大学医学部附属病院
 - ●弘前市立朝陽小学校 T036-8216 弘前市在府町36 TEL 0172-32-3647
 - ●弘前市立第四中学校 〒036−8228 弘前市樹木5丁目2-6 Tel 0172-32-5244
- 4。八字前空前民病院
 - ●八戸市立吹上小学校 〒031−0003 八戸市吹上1丁目14-36 TEL 0178-44-0527
 - 八戸市立第一中学校 〒031−0003 八戸市吹上2丁目17-1 Tel 0178-44-2215

- 5。八字赤十字病院
 - ●八戸市立田面木小学校 〒039−1104 八戸市田面木字山道下13-2 TEL 0178-27-2424
 - ●八戸市立根城中学校 〒039−1166 八戸市根城5丁目11-42 TEL 0178-22-2065
- 6。**青恋労災病院** ●八戸市立白銀小学校 $\mp 031 - 0822$ 八戸市白銀町字大久保道1-1 TEL 0178-33-1021
 - 八戸市立白銀中学校 7031 - 0822八戸市白銀町字栗沢道38 TEL 0178-33-3287
- 7。2003世代河内東連合 2003総合病院
- ●五所川原市立五所川原小学校 〒037−0081 五所川原市新宮字岡田161 TEL 0173-35-2767
- 8。**介和田市立中央病院** ●十和田市立三本木小学校 〒034-0031 十和田市東三番町36-1 TEL 0176-23-7178
 - 十和田市立三本木中学校 〒034-0081 十和田市西十三番町5-24 Tel 0176-23-3595

- 9。 砂之総合病院
 - ●むつ市立第二田名部小学校 T035-0071 むつ市小川町1丁目18-10 TEL 0175-22-1450
 - ●むつ市立田名部中学校 〒035−0053 むつ市緑町22-8 TEL 0175-22-5177
- 10. **三沢市立病院** 三沢市立木崎野小学校 ₹033-0034 三沢市東町四丁目2 TEL 0176-53-8688
 - ●三沢市立堀口中学校 〒033-0022 三沢市三沢字堀口94-143 TEL 0176-52-4080
- 11。独立行政法人 国立病院機構青森病院
- 県立浪岡養護学校 〒038−1331 青森市浪岡女鹿沢字平野215-6 TEL 0172-62-7823
- 12. 青森県立中央病院
 - 県立青森若葉養護学校 〒030−0913 青森市東造道一丁目7-1 TEL 017-736-8951

ZP)

上記の学校の他、在籍する学校、市町村教育委員会、教育事務所、最寄りの県立特別支援学校等にご相談ください。

青森県教育庁学校教育課

特別支援教育推進室

017-734-9882

小中学校指導グループ

017-734-9895

高等学校指導グループ

017-734-9883

各教育事務所

- ・東青教育事務所 017-734-9956
- · 西北教育事務所 0173-35-2170
- ・中南教育事務所 0172-32-1137
- ・上北教育事務所 0176-62-2128
- ・下北教育事務所 0175-22-1351
- ·三八教育事務所 0178-27-4521



本リーフレットは文部科学省委託事業「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」の一環として作成したものです。